

ID: 587

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2及び第90条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第10項の規定による。 (違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日